



平成 22 年 5 月 31 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ト ラ イ ア イ ズ
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 池 田 均
(コード 4840 大証ヘラクレス市場 G)
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 企 画 部 長 赤 根 克 洋
電 話 0 3 (3 2 2 1) 0 2 1 1

当社連結子会社の民事再生手続開始の申立て及び債権の取立不能に関するお知らせ

当社の連結子会社である東京ブラウス株式会社は、平成 22 年 5 月 31 日開催の取締役会において、同社の民事再生手続開始の申立てをすることを決議し、同日東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行ないました。

また、当該民事再生手続開始の申立てにより、当社の同社に対する債権につき、取立不能又は取立遅延のおそれが生じたことをお知らせいたします。

記

1. 民事再生手続開始の申立てについて

(1) 民事再生手続開始の申立ての理由

東京ブラウス株式会社は、ブラウス・ドレス事業部とクレイサス事業部の 2 つの事業部制をとり、婦人服及び服飾品等を製造・販売してきました（ブラウス・ドレス事業部はブラウス事業部とドレス事業部を前事業年度末に統合）。

ブラウス・ドレス事業部は全国の百貨店にて販売しており、商品は婦人ブラウスおよびフォーマルドレスが中心で、その商品はミセス層を対象とし、上質さや機能性の高さにこだわり紡績メーカーが開発した新素材をいち早く取り入れ、一時はトレンドの先駆けをきり特定の顧客層から高い指示を受けてまいりました。売上高は同社の 60%程を占め（前会計年度参考）、のちにご説明しますクレイサス事業部と 2 本の柱となっております。

このような中、ブラウス・ドレス事業部の主軸販路としていた百貨店全体の業績推移は、サブ・プライム問題やリーマンショックからの不況感による景気の悪化も重なって、平成 20 年度には約 15%の減少、平成 21 年度には約 20%の減少を辿り、同社もこの影響は避けられず、経営上大打撃を被るに至りました。環境悪化トレンドは短期的には回復しないことを想定し、販路の建て直し、とりわけ不採算となっている店舗の早急な撤退、また、併せて経費の総見直しを行ない、何とかこの厳しい環境に耐えうる経営構造にシフトしてきました。

しかしながら、ファストファッションの低価格商品やアウトレットの出店攻勢、原油価格高騰による被服原材料の上昇、そして百貨店における対面販売を行なうための人件費負担は、同社の経営改革では賄いきれず、それ以上の急激な変化をもたらし、ブラウス・ドレス事業として成り立たない状況に陥りました。

一方、クレイサス事業部は、事業部名称にもなっている「CLATHAS」という商標をもとに、婦人服・服飾雑貨を扱い、20 代から 30 代を中心に、一步上の大人の女性らし

さをコンセプトにした商品構成をデザインしてきました。販路としては、百貨店および大型ショッピングモールに、直営店舗とフランチャイズ店舗の全国展開をしてきました。また、同社がライセンサーとして商標権を貸与し、ロイヤリティー収入を得る収益構造も同時に展開をしてきました。クレイサス事業部においては、環境悪化トレンドが直撃したとはならないまでも、前述、ファストファッションの低価格攻勢や、原材料高騰は少なからず影響を受け、業績の伸び悩みは喫緊の課題となっておりました。クレイサス事業部においても一部店舗撤退や、商品調達構造の改善、経費の抜本的削減等行ってきたものの、全社の赤字構造を補填するには至らない状況でした。

平成22年4月15日及び平成22年4月30日「子会社の一部事業縮小に関するお知らせ」にて公表しております通り、事業縮小を行なうと同時に積極策としてB to BからB to Cへのダイレクトマーケティングを早期に構築する等、何とか事業継続への道を模索して参りましたが、同社のブラウス・ドレス事業部とクレイサス事業部が相俟っておかれる急激な業績悪化は、資金繰りのにも逼迫し、支払能力が機能しない状態にまで陥りました。

そのため、同社としてもこれ以上の事業継続は不可能と判断し、民事再生手続開始の申立てを行ないました。

なお、親会社の当社といたしましても、かかる市場環境の急激な悪化及び先行きの不透明性への対応は、経営の最重要課題と位置付け、役員の派遣、運転資金の支援をはじめとして事業再生への舵取りを図りましたが、同社の業績改善を市場環境悪化のスピードが大きく上回り、それ故、資金繰りの悪化を食い止めることができず、これ以上の資金支援も限界と判断した次第です。

また、多様な会社整理の方法がある中でも、同社が民事再生手続開始の申立ての決断をした理由は、自社ブランドであるクレイサス事業は現に収益性があり将来的な展開も期待できる事業であり、事業再建への可能性は非常に高いと考えられることから、当該民事再生手続開始の申立てに至りました。

株主の皆様、お客様、お取引先様には多大なるご迷惑とご心配をかけることになり、心よりお詫び申し上げます。

(2) 当該子会社の概要

- ①商号：東京ブラウス株式会社
- ②所在地：東京都中央区勝どき5-3-6 住友生命ビル3階
- ③代表者：代表取締役会長 佐藤 有希子
代表取締役社長 松本 立美
- ④事業内容：婦人服、服飾品等の製造販売及び貿易
- ⑤資本金の額：100百万円
- ⑥設立年月日：昭和46年12月24日
- ⑦大株主及び持株比率：株式会社トライアイズ 80%
- ⑧最近会計年度の財政状態及び経営成績 (単位：百万円)

	平成20年12月期 通期	平成21年12月期 通期	平成22年12月期 第1四半期
売上高	—	3,042	524
経常利益	—	△247	△143
当期純利益	—	△274	△573
純資産額	485	210	△362
総資産額	1,640	1,483	1,265

当該子会社は平成20年11月6日付で発行済議決権普通株式160,000株（発行済株式の80%）を取得し、平成20年11月末日をみなし取得日とし、平成20年12月期にお

いては、貸借対照表のみを連結対象としております。

2. 当社債権の取立不能又は取立遅延について

当該民事再生手続開始の申立てにより、平成 22 年 5 月 31 日現在の下記債権 928 百万円につき取立不能又は取立遅延のおそれが生じました。

なお、同社への債権につきましては、第 1 四半期決算において貸倒引当金 362 百万円を設定しております。

貸付金	919 百万円
その他の金銭債権	9 百万円
合計	928 百万円
(貸倒引当金既設定額)	362 百万円)

3. 負債総額

1,628 百万円 (平成 22 年 2 月末現在)

4. 今後の見通しについて

今後につきましては、広くスポンサーを募集し、可及的早期にしかるべきスポンサーの選定を行ない、その支援を得て、同社の再建を図る所存です。

当社と致しましても、同社の再建を図るために、当社から人的支援および財務支援を直ちに停止するのではなく、裁判所及び監督委員のもとに、できうる限りの可能な支援をいたしたいと考えております。

そのため、当社の平成 22 年 12 月期連結決算においても、当該民事再生手続開始の申立てをもって、連結除外になるものではありません。

現在平成 22 年 12 月期の業績に与える影響につきまして精査中であります。

確定次第お知らせ致します。

以 上